

◎【暴風警報】大阪府（泉州・南河内）に暴風警報が発表されている場合

- (1) 午前7時までに暴風警報が解除 ⇒ 平常授業
- (2) 午前7時から午前10時（午前4限授業時は午前9時）までに暴風警報が解除
 - ① 暴風警報が解除された時刻から2時間以内に登校する。
※暴風警報が解除された時刻の約2時間後から授業
 - ② 暴風警報解除後も引き続き JR 阪和線が運休している場合は、運転再開後90分以内に登校する。
※運転再開後の約2時間後から授業
- (3) 午前10時（午前4限授業時は午前9時）以降も暴風警報が継続中
 - ① 臨時休校
 - ② 午前10時（午前4限授業時は午前9時）以前に暴風警報は解除されているが、JR 阪和線が引き続き台風等の災害により運休している場合は臨時休校

◎【新防災気象情報における対応について】

各市町村において、防災気象情報が発表された場合は登下校時の安全を確保する観点から、以下のとおりとします。

【対象地域】

和泉市（本校所在地）、泉大津市、高石市、堺市、岸和田市、忠岡町の5市1町

★上記対象地域に、「レベル5〇〇特別警報」または「レベル4大雨危険警報」が発表されたときは、「暴風警報」が発表されたときと同じ扱いとします。

※〇〇…大雨・氾濫・土砂災害・高潮のいずれか ※レベル4（危険警報）については、「大雨危険警報」のみ対象です。

※レベル3（警報）「大雨警報など」は、臨時休校の対象とはなりませんのでご注意ください。

【臨時休校判断について】

- (1) 午前7時までに「レベル4大雨危険警報」が解除 ⇒ 平常授業
- (2) 午前7時から午前10時（午前4限授業時は午前9時）までに「レベル4大雨危険警報」が解除
 - ① 「レベル4大雨危険警報」が解除された時刻から2時間以内に登校する。
※「レベル4大雨危険警報」が解除された時刻の約2時間後から授業
 - ② 「レベル4大雨危険警報」解除後も JR 阪和線が運休している場合は、運転再開後90分以内に登校する。
※運転再開後の約2時間後から授業
- (3) 午前10時（午前4限授業時は午前9時）以降も「レベル4大雨危険警報」が継続中
 - ① 臨時休校

- ② 午前 10 時（午前 4 限授業時は午前 9 時）以前に「レベル 4 大雨危険警報」は解除されているが、JR 阪和線が引き続き気象状況により阪和線が運休している場合は臨時休校

【留意点】 ※○○…大雨・氾濫・土砂災害・高潮のいずれか

- ① 対象地域（上記 5 市 1 町）以外に「レベル 5 ○○特別警報」または「レベル 4 ○○危険警報」が発表されているときは学校を臨時休校とはしません。ただし、対象地域以外に住んでいて、当該地域に「レベル 5 ○○特別警報」または「レベル 4 ○○危険警報」が発表されている場合は、安全確保のため登校を控えてください。その際は、その事由を学級担任にご連絡くださいますようお願いいたします。
- ② 始業後に対象地域（上記 5 市 1 町）に「レベル 5 ○○特別警報」が発表された場合は原則学校待機、「暴風警報」「レベル 4 大雨危険警報」が発表された場合は、気象状況により帰宅させる場合があります。